

## 大阪市介護保険条例の一部を改正する条例案

大阪市介護保険条例（平成12年大阪市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額）

第4条の2 要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）で法第49条の2に規定するものが受ける法第42条第1項の規定による特例居宅介護サービス費の支給、法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給又は法第49条第1項の規定による特例施設介護サービス費の支給について前条第1項、第2項又は第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

第5条中「第50条」を「第50条第1項又は第2項」に、「同条各号」を「法第49条の2各号」に改め、「（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）」を削る。

第6条の次に次の1条を加える。

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額）

第6条の2 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）で法第59条の2に規定するものが受ける法第54条第1項の規定による特例介護予防サービス費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給について前条第1項又は第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

第7条中「第60条」を「第60条第1項又は第2項」に、「同条各号」を「法第59条の2各号」に改め、「（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）」を削る。

第8条を次のように改める。

(保険料率)

第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 44,603円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,713円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 60,822円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 68,932円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 81,096円
- (6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 89,206円
- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 101,370円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 121,644円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 141,918円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 162,192円

2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。

3 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、4,000,000円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、7,000,000円とする。

第9条第1項及び第2項中「前条各号」を「前条第1項各号」に改め、同条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第6号ロ又は令附則第11条第2項（同条第3項及び

第4項において準用する場合を含む。)」を「第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口」に改め、同項第2号中「前条各号」を「前条第1項各号」に改める。

第10条第1項中「地方税法」を「地方税法（昭和25年法律第226号）」に、「又は合計所得金額」を「又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）」に改め、「又は令附則第11条第1項若しくは第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」を削り、「第8条各号」を「第8条第1項各号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

- 4 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定、第5条の改正規定、第6条の次に1条を加える改正規定及び第7条の改正規定並びに次項の規定は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪市介護保険条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の2、第5条、第6条の2及び第7条の規定は、平成27年8月1日以後に利用し、又は行った居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）又は住宅改修（以下「居宅サービス等」という。）に係る保険給付について適用し、同日前に利用し、又は行った居宅サービス等に係る保険

給付については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例の規定中保険料に関する部分は、平成27年度分以後の保険料について適用し、平成26年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

平成27年 2 月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額を定め、保険料率を改定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の実施について猶予措置を講じるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市介護保険条例（抄）

（特例居宅介護サービス費等の額）

第4条 省 略

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例居宅介護サービス費等の額）

第4条の2 要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）

で法第49条の2に規定するものが受ける法第42条第1項の規定による特例居宅介護サービス費の支給、法第42条の3第1項の規定による特例地域密着型介護サービス費の支給又は法第49条第1項の規定による特例施設介護サービス費の支給について前条第1項、第2項又は第4項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

（居宅介護サービス費等の額の特例）

第5条 法第50条第1項又は第2項の規定により読み替えられた同条 各号に定める規定  
法第49条の2

に規定する割合は、これらの規定の適用を受ける要介護被保険者（法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）に係る法第50条第1項又は第2項に規定する費用を負担することが困難である状況を勘案して市長が定める。

（特例介護予防サービス費等の額）

第6条 省 略

（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る特例介護予防サービス費等の額）

第6条の2 居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下

同じ。）で法第59条の2に規定するものが受ける法第54条第1項の規定による特例介護予防サービス費の支給又は法第54条の3第1項の規定による特例地域密着型介護予防サービス費の支給について前条第1項又は第2項の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

（介護予防サービス費等の額の特例）

第7条 法第60条第1項又は第2項の規定により読み替えられた同条 各号に定める規定  
法第59条の2

に規定する割合は、これらの規定の適用を受ける居宅要支援被保険者（法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。）に係る法第60条第1項又は第2項に規定する費用を負担することが困難である状況を勘案して市長が定める。

(保険料率)

第8条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 35,382円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 39,628円
- (3) 令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 45,997円
- (4) 令第39条第1項第3号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 53,073円
- (5) 令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する者 60,150円
- (6) 令第39条第1項第4号に掲げる者（前号に該当する者を除く。） 70,764円
- (7) 次のいずれかに該当する者 77,841円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,250,001円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護又は支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 88,455円

ア 合計所得金額が、1,250,001円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 106,146円

ア 合計所得金額が、2,000,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123,837円

ア 合計所得金額が、4,000,000円以上7,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 141,528円

(保険料率)

第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 44,603円

(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,713円

(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 60,822円

(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 68,932円

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 81,096円

(6) 令第39条第1項第6号に掲げる者 89,206円

- (7) 令第39条第1項第7号に掲げる者 101,370円
- (8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 121,644円
- (9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 141,918円
- (10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 162,192円

2 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第6号イの市町村が定める額は、1,250,001円とする。

3 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第7号イの市町村が定める額は、2,000,000円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第8号イの市町村が定める額は、4,000,000円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率に係る令第39条第1項第9号イの市町村が定める額は、7,000,000円とする。

(賦課期日後に第1号被保険者資格の取得、喪失等があった場合の保険料の額の算定)

第9条 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者に係る保険料の額は、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額を、当該取得した日の属する月から月割により算定した額とする。

2 保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を喪失した者に係る保険料の額は、前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（保険料の賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額）を、当該資格を喪失した日の属する月の前月まで月割により算定した額とする。

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、ロ若しくはハ、第  
三

2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ若しくは第6号ロ又は令附則第11条第2項（同条第3  
、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ

項及び第4項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するに至った第1号被保険者

（令第39条第1項第1号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至ったことにより同号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当するに至った者を除く。以下「賦課期日後の被保護者等」という。）に係る保険料の額は、次に掲げる額の合算額とする。

(1) 省 略

(2) 賦課期日後の被保護者等に該当するに至った日を令第39条第1項に規定する賦課期日とみなした場合における前条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額を、当該至った日の属する月から月割により算定した額

4 省 略

(市町村民税の課税非課税の別等が確定しない場合の保険料の額の算定)

第10条 保険料の額の算定の基礎に用いる第1号被保険者に係る地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。）の課税非課税の別又は同法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が確定しないため、当該第1号被保険者に係る当該年度分の保険料を確定することができない場合における当該第1号被保険者に係る保険料の額は、当該年度分の保険料が確定する日までの間は、当該第1号被保険者に係る当該年度の前年度の賦課期日（当該賦課期日後に第1号被保険者の資格を取得した場合にあっては、当該資格を取得した日）における当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員についての当該年度の前年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度の前年度の賦課期日の属する年の前年中の所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額（以下「公的年金等の収入金額」という。）を当該年度分の市町村民税の課税非課税の別若しくは合計所得金額又は当該年度の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額とみなして令第39条第1項各号又は令附則第11条第1項若しくは第2項（同条第3項及び第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定を適用した場合における第8条第1項各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ当該各号に定める額により算定した額とする。

2 省 略

附 則

1 - 3 省 略

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

4 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間には行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。